入　札　公　告

次のとおり競争入札に付します。

令和８年 11 月 20 日

日本司法支援センター　理事長　白　石　史　子

１　競争入札に付する事項

(1) 件　　名　令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査

(2) 仕　様　等　入札説明書及び仕様書による

(3) 履　行　場　所　日本司法支援センターが指定する場所

(4) 履　行　期　限　入札説明書及び仕様書による

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 仕様書第８の２「公的な資格や認証等の取得」(1)から(5)に掲げる各条件を満たす者であること。

(5) 仕様書第８の３に該当しない者であること。

(6) 入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

３　契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係（担当　三田）

電話　050－3381－1573

４　入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和８年 12 月 11 日（金）

上記３の場所及び当センターホームページ上

５　入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

６　資料等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和８年 11 月 24 日（火）から令和８年 12 月３日（木）
10 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分
閲覧場所：上記３の場所
閲覧手続：仕様書第 11 の６に掲げる資料の閲覧を希望する者は、事前（閲覧希望日の前日まで）に上記３の担当者に連絡の上、日時、閲覧人数等の調整を行うこと。また、別添の機密保持誓約書を作成し、閲覧当日に持参して担当者に提出するとともに、資料から知り得た内容について外部に漏えいしないよう十分な注意を払うこと。

７　入札書の提出期限及び提出場所

令和８年 12 月 10 日（木）17 時 00 分
東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係

８　開札の日時及び場所

令和８年 12 月 11 日（金）11 時 00 分
東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター本部　会議室

９　入札方式

最低価格落札方式

10　入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12　契約書作成の要否

要

13　その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。
(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記３の場所及び当センターホームページ上において公告する。

令和8年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査

期　日	業務内容	備考
11月20日　金	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示	
	入札説明会（実施しない）	
11月27日　金　17:00	質問書提出期限	
12月1日　火　17:00	質問書回答期限	
12月3日　木　17:00	履行確約書等提出期限	
12月7日　月　17:00	入札参加合否通知期限	
12月10日　木　17:00	入札書提出期限	
12月11日　金　11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入　札　説　明　書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

1	入札事項	**令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査**
2	仕様	別添仕様書のとおり
3	入札書提出期限及び提出場所	**令和８年 12 月 10 日（木）17 時 00 分** **日本司法支援センター本部** **総務部財務会計課第二係** 〒164-8721 東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
4	開札日時及び場所	**令和８年 12 月 11 日（金）11 時 00 分** **日本司法支援センター本部　会議室** 〒164－8721 東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
5	契約予定日	**令和８年 12 月 11 日（金）**
6	履行期間	別添仕様書のとおり

7　参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）**「役務の提供等」**においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 仕様書**第８の２「公的な資格や認証等の取得」(1)から(5)**に掲げる各条件を満たす者であること。

(5) 仕様書**第８の３**に該当しない者であること。

(6) 入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8　入札参加条件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに 12 月 29 日から１月３日までを除く毎日、10 時から 17 時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、**「【入札書類提出】令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査　〇〇社」**とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和８年 12 月７日（月）17 時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記３の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

(1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）‥‥‥

査に合格した者であっても、上記３の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ　入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ　入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ　入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び**「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査の入札書在中」**と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に**「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査の入札書在中」**の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ　入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3)　入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア　入札参加資格のない入札者による入札

イ　入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ　入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ　入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ　入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ　入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ　暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク　複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ　その他入札に関する条件に違反したもの

10　開札

(1)　開札は、入札実行者の面前で行う。

(2)　入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(3)　本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

(4)　入札場への入場は、入札事業者１社につき１名とする。

11　落札者の決定

(1)　上記８の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2)　開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

(3)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

(4)　本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第１項に定める契約（予定価格が１千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60％を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12　契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記５の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13　質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限　**令和８年 11 月 27 日（金）17 時 00 分**
提　出　場　所　**日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係**
質問回答期限　**令和８年 12 月１日（火）17 時 00 分**

14　入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係（三田）
電　話　番　号　：050－3381－1573
ＦＡＸ番号　：03－5358－1058
Ｅ－ｍａｉｌ　：keiyaku@houterasu.or.jp
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。
メール表題例
【入札・質問】「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査　仕様書に関する質問について」〇〇社

15　その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

令和８年度　ペネトレーションテストによる
セキュリティ対策状況調査

調達仕様書

令和８年 11 月

日本司法支援センター

目次

第1 調達の背景・目的 4
第2 業務内容 4
1. 業務の概要 4
2. 業務の詳細 6
第3 業務の実施期間及びスケジュール 11
1. 実施期間 11
2. スケジュール 11
第4 実施体制 12
1. 請負者に関する情報提供 12
2. 本件業務に従事する者の経歴等 12
3. 本件業務に従事する者の役割 12
4. 本件業務に従事する者の資格等 13
5. 本件業務に従事する者に求められる知識 13
6. 業務実施体制の整備 14
7. 情報管理体制の整備 14
8. その他 15
第5 情報セキュリティに関する要件 15
1. 基本事項 15
2. 遵守事項 16
3. 情報セキュリティ対策 17
4. 情報セキュリティが侵害された場合の対策 17
5. 情報セキュリティ対策の履行状況の報告 18
6. 情報セキュリティ監査への対応 18
7. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処 18
8. 情報の保管 18
9. 情報の廃棄 18
10. 監査の受け入れ 18
第6 成果物の取扱いに関する事項 19
1. 知的財産権の帰属 19
2. 契約不適合責任 19
3. 検査 20
第7 成果物の納入 20
1. 納入場所 20
2. 納入すべき成果物及び納入期限 20

３．納入方法.....21
第８　入札参加資格に関する事項.....21
１．競争参加資格.....21
２．公的な資格や認証等の取得.....21
３．入札制限.....22
第９　再委託に関する事項.....22
１．再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....22
２．承認手続.....22
３．再委託先の契約違反等.....23
第１０　留意事項.....23
第１１　入札公告期間中の資料閲覧等.....24
１．資料閲覧場所.....24
２．閲覧期間及び時間.....24
３．閲覧手続.....24
４．閲覧時の注意.....24
５．連絡先.....24
６．事業者が閲覧できる資料一覧表.....24

令和8年度 ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査 調達仕様書

第1 調達の背景・目的

情報システムに対するサイバー攻撃は、世界的規模で頻発し、その手口も年々複雑化・巧妙化しているところ、日本司法支援センター（以下「センター」という。）においても、サイバーセキュリティ確保のために、サイバーセキュリティ基本法及び同法第 25 条第 1 項により定められた「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、セキュリティ対策に係る取組を推進しているところである。

ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査（以下「本件業務」という。）は、前述の「統一基準群」を構成する「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」において推奨されている重要な取組である。本件業務において請負者は、サイバー攻撃において実際に用いられる可能性のある最新の手法を用いて外部と接触する環境にあるセンターの情報システムに攻撃を試み、センターの情報システム内部への侵入の可否や侵入後に生じうる被害状況等について検証した上、その検証結果をセンターに報告する。センターはその報告に基づいて講じるセキュリティ対策を通じてサイバーセキュリティを確保し、もって情報セキュリティ水準の維持・向上を実現しようとするものである。

第2 業務内容

1. 業務の概要

請負者は、テスト対象となるセンターの情報システムに対してペネトレーションテストを行い、センターの情報システムが抱えるセキュリティ対策上の問題点について検証し、報告する。

本仕様書で使用する「ペネトレーションテスト」に係る定義及び条件等について、以下に記載する。なお、本仕様書においては「ペネトレーションテスト」を単に「テスト」と表記する場合がある。

① ペネトレーション（侵入攻撃）の定義

ア インターネット側からの攻撃による対象システムへの侵入

イ 一般ユーザ権限を持つアカウントによる OS、ミドルウェア等へのログイン

ウ その他請負者が検証の必要性を認める攻撃

② 本件業務におけるテストの内容

本件業務におけるテストは、「システム情報及び脆弱性情報等の収集」、「対象となる各種サーバ、端末及び通信回線装置（以下「ホスト」という。）への侵入可否の調査及び分析」のみならず、「侵入可能な攻撃の実行」を含むものであり、一般的な脆弱性診断ツールによる単なる脆弱性診断にとどまらない。

請負者は、攻撃者の視点から上記①アのペネトレーション（侵入攻撃）を行い、情

報システムのセキュリティの回避・突破を試みる（請負者は、検出された脆弱性や設定不備等を利用して侵入攻撃を行う。具体的な侵入攻撃の手法としては、例えば、ある段階の侵入攻撃で得られた脆弱性の情報を、さらに次の段階の侵入攻撃に利用する手法も考えられる。）。また、上記①イとして、一般ユーザ権限のアカウントによりOS等にログインした後、管理者権限への昇格を試みる。実際に請負者がセキュリティを回避・突破したときや、管理者権限への昇格を果たしたときは、その結果についてセンターに報告する。

なお、ソーシャルエンジニアリングやテスト対象への物理的な攻撃は、実施しない。

③　ペネトレーション（侵入攻撃）の手法

請負者は、攻撃者の視点に立ったより実践的な手法により、テストを行う。一般的なペネトレーションテストのための方法論や侵入攻撃の手法については、NIST SP800-115 や Penetration Testing Execution Standard（PTES）等に示されているが、それらにとどまらず、請負者は近年のサイバー攻撃の動向や最新の攻撃手法も勘案しなければならない。

なお、ペネトレーション（侵入攻撃）において使用する攻撃手法のうち、稼動中のサービスに支障を与える可能性があるものについては、その影響についてセンターに事前に説明し、センターの承認を得てから実施することとし、承認の無い場合には、当該手法は実施しないこととする。

④　ペネトレーション（侵入攻撃）の実施期間

ペネトレーション（侵入攻撃）の実施期間は２日程度とする。

なお、この期間は、テスト対象となる情報システムに対して侵入攻撃等を試みる作業を行うためのものであり、ペネトレーション（侵入攻撃）の実施結果に基づき報告書を作成する期間は含まない。

また、テスト実施観点（後記「第２の２．(4)」参照）作成のための事前ポートスキャン等を実施するための作業期間も、この期間に含めないものとする。

さらに、予定した期間中に、テスト対象の情報システムとの通信の疎通が取れないなどの不測の事態が発生した場合には、センターと協議の上、予定していた侵入テストが実施できるよう、必要に応じてスケジュールを調整すること。

⑤　ペネトレーション（侵入攻撃）の完了の定義

テストの対象とするホストに対し、上記①から③に照らし考えられる攻撃手法を全て実施すること。ただし、攻撃手法が多数存在するなど、実施期間内に全ての攻撃手法を実施することが困難である場合には、センターと協議の上、実施する攻撃手法数を調整することとする。

なお、攻撃手法を実施せずとも脆弱性が確認されたときは、その脆弱性についても、報告すること。

2. 業務の詳細

⑴　テストの対象等

①　センターの情報システム及び連携するWebアプリケーションを対象とする。ＩＰアドレス数は４～５本を想定している。詳細については、契約締結後に別途指示する。

②　第２の１.①イのテストの実施場所はセンター本部の事業所内、その他のテストの実施場所は請負者の事業所内とし、日本国内に限る。

⑵　全体実施計画書の作成

請負者は、次の事項を含む全体実施計画書をセンターと協議の上で作成し、添付資料等とあわせ提出すること。なお、下記のうち、②のイ「本件業務に従事する者の情報」、ウ「業務実施体制図」、エ「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」については、本件入札参加資格に係る書類等提出時にあわせて提出すること。

①　記載項目

ア　全体スケジュール

イ　事前説明会及びヒアリング内容

ウ　ペネトレーション（侵入攻撃）の方法（使用する機材やツール等の内容を含む。）

エ　テスト完了の定義

オ　テストの実施結果についての検証の観点

カ　調査結果報告書の記載項目

②　添付資料等

ア　請負者の情報

（後記「第４の１.」参照）

イ　本件業務に従事する者の情報

（後記「第４の２．から４.」参照）

ウ　業務実施体制図

（後記「第４の６.」参照）

エ　情報取扱者名簿及び情報管理体制図（情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面）

（後記「第４の７.」参照）

オ　誓約書

（後記「第４の７．(3)」参照）

カ　社内規則

（後記「第４の７．(4)」参照）

③　期限

契約締結日から7営業日以内に提出すること。

⑶　事前説明会及びヒアリングの実施

請負者は、事前説明会及びヒアリングを実施すること。なお、実施時期については、センターと協議の上決定する。

①　事前説明会

ア　事前説明会は原則として1回、センターの指定する場所で開催すること。

イ　事前説明会では、テストの日程、テストの内容、依頼事項、テスト実施における注意点及びテスト対象の情報システム側で必要となる事前準備・確認事項（例えば、データのバックアップの取得や、通信監視を委託している事業者を含む本件業務の実施に関係する事業者（以下「関係事業者」という。）への連絡、テスト実施時においてサービス障害等が発生した場合の技術的な対応、必要に応じた復旧支援態勢等）等についてセンター及び関係事業者に対して説明すること。

②　ヒアリング

ア　ヒアリングは、センター及び関係事業者に対して行うこととし、事前に以下の事項を含んだヒアリングシートへの記入回答を依頼しておくこと。

(ｱ)　テスト対象となる情報システムの概要

(ｲ)　システム利用形態

(ｳ)　インターネット接続状況

(ｴ)　インターネット以外のテスト対象組織外ネットワークの接続状況

(ｵ)　OS及びサーバ用途

(ｶ)　事前ポートスキャン等やテストの実施時における連絡先及び連絡方法

(ｷ)　Webアプリケーションを監視対象とする侵入防御装置やウェブアプリケーションファイアウォールの有無(※)

（※）侵入防御（又は、検知）装置やウェブアプリケーションファイアウォールが備わっている場合は、当該機器等の状態を防御、検知のどちらの状態でテストを実施するのか検討する必要があるため。

イ 請負者は、回答されたヒアリングシートに基づき、Web会議又は対面によりヒアリングを行うこと。

ウ ヒアリングにおいてテスト対象となるホストを選定する際は、請負者のこれまでの経験や知見を活用し効果的なテストが実施できるよう、必要な資料の閲覧（例えば、ネットワーク構成図等）や確認、助言等を行うこと。

③　議事録の作成

事前説明会及びヒアリング終了後、3営業日以内に議事録を作成しセンターに提出すること。

⑷　テスト実施計画書の作成

請負者は、テストを実施するまでに、以下の事項を含めたテスト実施計画書をセン

ター及び関係事業者と協議の上作成し、センターの承認を得ること。承認が得られなかった場合は、再作成の上、改めて承認を得ること。

① 記載項目

ア テストの概要

イ テスト実施観点（後記②アを参照）

ウ ペネトレーション（侵入攻撃）の実施方法（攻撃方法、使用するツール等の内容を含む。後記②ア及びイを参照）

エ ペネトレーション（侵入攻撃）の実施に伴うリスク（後記②エ及びオを参照）

オ テスト期間中の作業スケジュール

カ 業務体制、統括責任者、作業責任者及び作業従事者の役割、所属及び氏名の一覧表

キ 事前説明会及びヒアリング等で決定した事項のうち、テスト実施に当たり共有すべき事項

② 作成に当たっての留意事項

ア テスト実施の手順に従い、テストの実施内容の観点を取りまとめた実施観点を作成し、テスト実施計画書に記載すること。テストは外部起点（リモート。インターネットからの侵入・攻撃を模擬するもの。）とするため、それを踏まえ作成すること。

なお、センターにおいて想定するテスト実施観点は表1に示すが、請負者が提案する項目があれば追加すること。

表1 テスト実施観点（想定）

項目	
1	システム情報、脆弱性情報等の収集 ・ネットワーク情報の収集 ・システム情報の収集 ・脆弱性情報の収集 ・ユーザ情報の収集
2	対象ホストへの侵入可否の調査・分析 ・OS、ミドルウェアその他システム上に内在する脆弱性の調査 ・認証サービスの稼働状況の調査 ・ユーザ情報の調査 ・プロダクト固有のデフォルトユーザ情報の調査
3	侵入可能な攻撃の実行 ・ユーザ ID、パスワードを使用したログイン試行 ・OS、ミドルウェア、その他のシステム上の脆弱性を利用したコマンドの実行

4	侵入後の活動 ・一般ユーザから管理者への権限昇格の実行

イ　想定する侵入経路を簡易なネットワーク図等を用いて作成すること。このネットワーク図等は、ヒアリングで確認した情報や事前ポートスキャン等の結果を踏まえ、必要に応じて随時、追記又は修正すること。

ウ　テスト実施観点を作成する上で、事前にテスト対象となる情報システムのホストへのポートスキャン等の作業が必要な場合は、対象ホスト、実施方法、実施希望日について、センター及び関係事業者と協議の上、事前にセンターの承認を得ること。また、テスト対象とする情報システムの拠点で作業を行うために、端末の持込み、接続及びログ情報の持ち出し等が必要となる場合は、センターの指示に従うこと。

エ　テストにおいて、脆弱性等を利用して攻撃するためのペネトレーション（侵入攻撃）用プログラムを利用する場合は、当該プログラムを利用することにより判明する問題点及び当該プログラムを利用した際に想定されるリスクについて、詳細に記載すること。

オ　テストにおいて使用する攻撃手法が、稼動中のサービスに支障を与える可能性がある場合は、想定されるリスクについて、詳細に記載すること。

⑸　テストの実施

請負者は、承認が得られたテスト実施計画書及び以下の事項に基づきテストを実施すること。

①　ペネトレーション（侵入攻撃）は原則として、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前 10 時から午後 5 時までの間に実施すること。日程の詳細は、センター及び関係事業者と調整すること。

②　ペネトレーション（侵入攻撃）の実施当日は、作業開始時及び作業終了時に、センターに連絡すること。また、計画より早くテストを終了する場合は、その理由をセンターに報告し、承認を得ること。

③　作業終了後、翌営業日までに、作業終了報告書（実施した作業内容及びテストの対象としたホストがわかるもの）を作成し、センターに提出すること。

④　実際に情報システムに侵入できた場合は、センターに対して、その旨を速やかに連絡すること。その後、センター又は関係事業者から情報提供依頼や状況の再現を求められた場合は協力すること。

⑤　ペネトレーション（侵入攻撃）の実施作業中は、テスト対象の情報システムを含むセンターが運用している情報システムのサービスを停止させたり、又は阻害したりしていないか常に状況を確認すること。

⑥　テスト対象の情報システムを含むセンターが運用している情報システムのサービ

スを停止させ、又は阻害した場合は、直ちに作業を中止し、センターへ連絡すること。具体的な報告基準は以下のとおりとする。

ア　テストを実施した結果、テスト対象の情報システムの全部又は一部の機能やサービスについて、利用者視点での何らかの影響が発生したことを認識した場合（サービス停止、無応答、性能劣化等）

イ　上記に示した事象が軽微なものであっても、当該事象をセンター及び関係事業者が認識するに至った場合

また、請負者は、サービス復旧の際に協力を求められた場合、センターの指示に従うこと。

なお、中止したテストの再開についてはセンター及び関係事業者と再開に伴う影響も含めて十分に調整し、サービスへの影響が生じない対策を講じること。

⑦　センター及び関係事業者からの指示及び問合せに速やかに対応できる連絡体制を整備すること。

⑧　テストの実施に当たり、端末の持込み・接続及びログ情報の持ち出しを行う際は、センターの指示に従うこと。

⑨　蔵置したペネトレーション（侵入攻撃）用プログラム、起動したプロセス及び作成したダンプファイルその他のテスト中にテスト対象の情報システムに加えた影響は、これを残留させないよう適切に処理（以下「残留物の除去処理」という。）すること。なお、請負者のみで残留物の除去処理が出来ない場合にあっては、テスト実施期間終了後直ちにセンターに報告した上で、残留物の除去処理を行うよう依頼すること。また、必要に応じて除去処理に係る対応を現地にて実施すること。

⑹　テストの実施結果について

①　調査結果報告書の作成

ア　請負者は、テスト結果を踏まえて、テスト対象の情報システムに係るセキュリティ対策の実施状況について、その内容をまとめた調査結果報告書を作成すること。調査結果報告書には以下の項目を含めることとする。IP アドレス等の機密情報をマスクしたバージョンも作成すること。

(ｱ) テストの内容

・テストで用いた攻撃の実施手順・方法とテスト実施観点

・テスト対象の情報システムについて、テストを実施した範囲

(ｲ) テストの実施結果

・検出した問題の内容及び危険度の一覧（一覧については、別表も作成すること）

・検出した問題を再現する方法

・検出した問題に対して推奨する具体的な対策方法

(ｳ) 問合せ窓口

・質問対応連絡先（メールアドレス及び電話番号）

イ　調査結果報告書の内容は、図表やイメージ等を用いるなど、本件業務に携わるセンター担当職員及び関係事業者が容易に理解し、テストの再現が可能となるよう読みやすさについて工夫すること。

ウ　侵入が可能であった等の検出された問題点については、その重要性について容易に認識できるよう、各問題点についてそれぞれ危険度のレベルを用いて説明すること。また、問題点については侵入が成功するまでの攻撃の流れが把握できるように、利用した脆弱性や設定の不備も含めて記載すること。

エ　請負者は、テスト終了後、3 週間以内に調査結果報告書をセンターに提出すること。

② 調査結果の説明

請負者は、必要に応じ、センターと調整の上、調査結果報告書について説明すること。

⑺ 付随作業

① 進捗管理及び課題管理

請負者は、作業の実施に当たり、センターと緊密に連絡を取るとともに、進捗管理表を作成して臨むこと。また、センターが求めるときは、速やかに情報を集約して作業の進捗状況を報告すること。

なお、本件業務の実施に当たり疑義や問題が生じた際には、速やかにセンターと協議して決定・解決すること。

② 問合せ等への対応

請負者は、本件業務に係るセンターからの問合せ等があった場合には速やかに対応すること。

第3　業務の実施期間及びスケジュール

1. 実施期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

2. スケジュール

本件業務では、表 2 の作業スケジュールを想定している。

具体的なスケジュールについては、センターと協議の上、決定すること。

表 2 作業スケジュール（予定）

時期	主な作業内容
令和 8 年 12 月	・キックオフ ・体制、役割分担及びスケジュール等の確認

	・事前説明会及びヒアリングの日程調整 ・ペネトレーションテストの実施時期調整
令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月	・全体実施計画書の作成・提出 ・事前説明会及びヒアリングの実施 ・テスト対象の情報システムに関する情報収集・攻撃手法等の検討 ・テスト実施計画書の作成 ・テストの実施 ・調査結果報告書の作成及び提出 ・調査結果についての質疑対応

第4 実施体制

1. 請負者に関する情報提供

請負者は、請負者の資本関係・役員等の情報、本件業務の実施場所に関する情報をセンターに提供すること。

2. 本件業務に従事する者の経歴等

請負者は、本件業務に従事する者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績その他経歴（氏名、部署、雇用形態、役職、言語、国籍、経験年数を含む）が分かる資料を提出すること。当該資料の提出のない者は本件業務に従事することができない。

3. 本件業務に従事する者の役割

本件業務に従事する者として、統括責任者、作業責任者及び作業従事者を配置すること。なお、統括責任者と作業責任者を兼務することはできる。作業従事者は、必ず 3 名以上配置すること。それぞれの役割については以下のとおり。

⑴ 統括責任者（1 名）

本件業務の全体を統括・管理し、本件業務に係る全ての進捗管理、成果物の品質管理、ステークホルダー・マネジメント、要員管理及びコミュニケーション管理等、本件業務を成功させるために必要な管理事項について、適切に監視・監督を行う。

⑵ 作業責任者（1 名以上）

本件業務において実施するテストを統括・管理する。事前説明及びヒアリング、テストの実施、成果物（全体実施計画書、テスト実施計画書、個別結果一覧、調査結果報告書等）の作成に係る品質管理等を適切に行い、統括責任者を補助する。

⑶ 作業従事者（3 名以上）

本件業務において実際にペネトレーション（侵入攻撃）を実施するほか、統括責任

者及び作業責任者の管理・監督のもと、本件業務を遂行するために必要な作業を行う。

4. 本件業務に従事する者の資格等

本件業務に従事する者に求める資格等については、次のとおり。

⑴ 統括責任者（1 名）

過去 3 年間において、日本の政府機関等における情報システムに係るプロジェクト（ペネトレーションテストを含む。）の統括責任者としての経験を有すること。

⑵ 作業責任者（1 名以上）

ア 情報セキュリティに係る業務の経験年数を 5 年以上有し、かつペネトレーションテストの責任者としての経験を有すること。

イ 情報処理技術者試験、他の民間団体が認定するセキュリティ資格のうち、以下のいずれかの資格を有しているか、又は資格を有することと同等以上の技術を保持していることが証明できること。

・情報処理安全確保支援士（情報処理安全確保支援士として登録する資格を有する者を含む。）
・CISSP（Certified Information Systems Security Professional）

⑶ 作業従事者（3 名以上）

ア 作業従事者のうち少なくとも 2 名は、3 年以上のペネトレーションテストの経験を有すること。

イ 作業従事者のうち、少なくとも 2 名は、以下のいずれかの資格を有しているか、又は資格を有することと同等以上の技術を保持していることが証明できること。

・情報処理安全確保支援士（情報処理安全確保支援士として登録する資格を有する者を含む。）
・CISSP（Certified Information Systems Security Professional）
・CEH（Certified Ethical Hacker）
・GIAC（Global Information Assurance Certification）
・OSCP（Offensive Security Certified Professional）
・作業従事者の実績として報告した共通脆弱性識別子 CVE(Common Vulnerabilities and Exposures)番号や、情報セキュリティに関するカンファレンスでの講演や CTF（Capture The Flag）等のコンテストで上位入賞実績

5. 本件業務に従事する者に求められる知識

本件業務に従事する者は、以下の規範等に関して、最新の内容を把握していること。

⑴ 国家サイバー統括室：「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」

⑵ IPA：「安全なウェブサイトの作り方」、「安全な SQL の呼び出し方」、「セキュア・プ

ログラミング講座 Web アプリケーション編」、「セキュア・プログラミング講座 C/C++言語編」、「『高度標的型攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド」

⑶ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

⑷ MITRE ATT&CK で示されている戦術や技術に関する考え方

⑸ OWASP TOP 10 で示されている Web アプリケーションにおける脆弱性とその攻撃手法

６. 業務実施体制の整備

⑴ 請負者は、本件業務を円滑に遂行するための業務実施体制を整備すること。業務実施体制には最低限、以下の項目を含めること。

ア 遅滞なく本件業務を遂行するためのセンターとの連絡・調整体制

イ 本件業務にかかる作業工程及びその進捗状況を管理する体制

ウ 本件業務のテスト対象となる情報システムについて、個人・組織の不正等により意図せざるシステムや情報の変更、情報漏えいが発生しないよう管理する体制

エ 事故発生時に対処する際の体制及び対処方法

（復旧のみならず、追跡調査や立入検査等、センターと連携して原因を調査し、排除するための体制とすること。また、対処方法には、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、センターから求められた場合には提出することを含めること。）

オ 本件業務に係る統括責任者、作業責任者及び作業従事者の配置

⑵ 請負者は、業務実施体制を図面化した業務実施体制図を作成し、センターに提出すること。

７. 情報管理体制の整備

⑴ 請負者は、本件業務を通じて情報セキュリティの向上に資するための施策を講じなければならないところであり（後記「第５」参照）、本件業務で知り得た情報（本件業務を遂行するなかで請負者が収集、整理、作成等した一切の情報）について適切に管理するための情報管理体制を整備し、保証すること。情報管理体制には最低限、以下の項目を含めること。

ア 本件業務で知り得た情報を取り扱う者について「情報取扱者」として定めること。

イ 本件業務で知り得た情報について、情報取扱者以外の者が接しうる事態を引き起こさぬよう、漏えい・紛失・盗難等が起こり得ないことを保証する体制を確保すること。また、本件業務の終了後は、廃棄すべき情報を期限内に漏れなく廃棄し、情報が残置されないことを保証する体制を確保すること。

ウ 本件業務で知り得た情報について、本件業務の遂行中はもとより、本件業務の終了後においても、本件業務以外の目的で利用されないことを保証する体制を確保す

ること。

（本件業務で知り得た情報について、請負者が自ら利用、又は第三者に開示する際はセンターの承認を得ること。請負者が第三者と包括的に情報提供を行う契約を締結している等の場合についてもセンターの承認が必要となることに留意すること。）

エ　上記イの漏えい等及び上記ウの目的外利用は、重大な契約違反となることを本件業務に従事する者に徹底すること。

オ　本件業務を実施する場所において、情報を適切に管理しうる設備等を確保すること。

カ　本件業務に従事する者に対し、情報セキュリティに関する教育を行うこと。

⑵　請負者は、情報取扱者の属性（氏名、部署名、雇用形態、役職、言語及び国籍）を全て記載した「情報取扱者名簿」、及び情報管理体制を図面化した「情報管理体制図（情報セキュリティを確保するための体制（情報取扱者の配置を含む。）を定めた書面）」を作成し、センターの同意を得ること。また、情報取扱者ないし情報管理体制に変更がある場合は、あらかじめセンターへ届出を行い、同意を得たうえで名簿ないし体制図を再度作成し、センターに提出すること。

⑶　請負者は、本件業務に従事する全ての者の機密保持に関する誓約書をとりまとめ、センターへ提出すること。

⑷　請負者は、情報管理に関する社内規則（社内規則が存しない場合は代わりとなるもの）を提出すること。

8. その他

⑴　センターは、本件業務を遂行する上で不適当と認められる者について、請負者に対し、交代を求めることができるものとする。ただし、交代して従事する者は、交代前の者と同等以上の技能等を有するとセンターが認めた者でなければならない。

⑵　本件業務の実施期間中に請負者の事情により統括責任者、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、相応の期間（原則 10 営業日以上前）をもって事前にセンターへ通知し、書面（電子メールを含む。）により承認を得ること。

⑶　請負者の作業実施場所は日本国内の拠点のみとし、作業エリアは本件業務に従事する者以外の者が立ち入ることができないように措置を講ずること。また、作業に用いる機材等について、作業実施中はもとより、作業実施中以外においても、本件業務に従事する者以外が取り扱うことができないように措置を講ずること。

第５　情報セキュリティに関する要件

1. 基本事項

請負者は、以下の情報セキュリティに関する規程等を遵守した上で、善良な管理者の注

意義務をもって、情報セキュリティの向上に資するための施策を講じること。

① 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準
② 保有個人情報保護管理規程
③ 日本司法支援センターにおける情報セキュリティ対策の基本方針
④ 情報セキュリティ対策基準
⑤ 情報取扱要領
⑥ 情報システム管理要領
⑦ 情報システム取扱要領
⑧ 業務委託及びクラウドサービス取扱要領

上記のうち、③から⑧は非公表であるが、契約締結後、請負者がセンターに機密保持に関する誓約書を提出した際に開示する。（入札公告期間中に一定の条件のもと閲覧することもできる。閲覧については後記「第 11」を参照。）

上記の基準・規程等について改正が行われた場合、請負者は、改正点に関する対応についてのセンターとの協議に応じること。

さらに、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が公表した最新の情報セキュリティ対策に関する情報を参照の上、必要に応じてその内容を取り込むこと。

2. 遵守事項

⑴ 請負者は、本調達に係る業務を実施するに当たり、関連する法規（民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、総合法律支援法等）を遵守すること。

⑵ 請負者は、デジタル庁が作成した「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（以下「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」（以下「解説書」という。）を参考とすること。なお「標準ガイドライン」又は「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

⑶ 請負者は、センターへ提示する電子ファイルについて事前にウィルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

⑷ 請負者は、本件業務の実施のためにセンターから提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、漏えい・紛失・盗難等が起こらぬように必要な措置を講じ、本件業務の目的以外に利用しないこと。

⑸ 請負者は、本件業務に必要な範囲を超えて、システム内の情報の閲覧・取得やテスト対象外のシステムへの侵入等を行わないこと。

⑹ 請負者は、本件業務における情報システムの操作ログや作業履歴等を記録すること。なお、記録すべき具体的なログ・情報についてはテスト対象となる情報システムごとにセンターと協議し、センターが要求した場合は速やかに提出できるようにする

こと。

3. 情報セキュリティ対策

⑴　請負者は、本件業務においてセンターから貸与された情報システムのアカウント等が目的外に使用されないよう適切に管理すること。

⑵　請負者は、本件業務に従事する者が、異動、退職等により本件業務の担当から外れた場合は、その者が本件業務にかかる情報にアクセスできないよう直ちに措置を講ずること。

⑶　請負者は、本件業務に従事する者が、異動、退職等により本件業務の担当から外れた後においても、その者が本件業務に従事するなかで知りえた情報に関する秘密を適切に保持し、漏えい等を起こさないよう不正利用防止のための対策を徹底すること。

⑷　請負者は、本件業務に従事する者がセンター内の施設で作業するに当たり、常に身分証明書を他者に見えやすい位置に着用するよう指導すること。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対策

⑴　以下の事象が発生した場合は、情報セキュリティが侵害されたものとみなす。

ア　センターが請負者に提供した情報、又は請負者によるアクセスを認めるセンターの情報についての外部への漏えい及び請負者による目的外利用

イ　請負者によるセンターのその他の情報へのアクセス

ウ　各情報システムへの不正アクセス、又は不正プログラムの感染による情報漏えい、サービス停止、情報の改ざん

エ　請負者が作出した情報の漏えい及び目的外利用

オ　上記アからエが発生した可能性が認められる事象

⑵　情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合、請負者は、速やかにセンターへ報告し、情報の漏えいが認められるときは、当該情報を回収するために必要な措置を講じ、被害を最小限に抑えるよう最大限の努力を払うこと。

　また、請負者は、上記の措置に加え、請負者の責任及び負担において、速やかに下記の措置を講じること。

ア　情報セキュリティ侵害の記録等の保存、センターへの提出

イ　情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲の調査、センターへの報告

ウ　情報セキュリティ侵害に対応するための手順等の作成、センターへの提出

エ　上記ウの対応手順等に基づく措置の実施

オ　情報セキュリティ侵害によって被害を受けたセンター情報システムの復旧措置

カ　センターの指示に基づく措置の実施

キ　情報セキュリティ侵害の具体的内容、原因及び実施した対応措置等を内容とする報告書の作成、センターへの提出

ク　再発防止策の迅速な立案、センターへの提出

ケ　上記クの再発防止策をセンターへの承認した後における同対策の実施

⑶　請負者の責に起因する情報セキュリティ侵害によりセンターに損害が発生した場合、請負者は賠償の責任を負うものとする。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

請負者は、本件業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行状況について、センターが報告を求めた場合には速やかに提出すること。

6. 情報セキュリティ監査への対応

本契約期間中において、センターが第三者機関等による情報セキュリティ監査を受ける場合には、本件業務に関する監査機関への説明について支援すること。

7. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本件業務において、請負者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、請負者は、センターの指示に従い、速やかに対応を実施すること。

8. 情報の保管

請負者は、テスト実施中に得られた情報、操作ログ等の一切のデータ等については、日本国内のみで取り扱うこととし、クラウドサービス等のインターネット上のサービスにて取り扱わず、必ず請負者の責任において専用の端末内又は外部電磁的記録媒体に暗号化するなどして厳重に保管すること。

9. 情報の廃棄

請負者は、本件業務の契約終了後１カ月以内におけるセンターが指示する時期に、本件業務の納入物件を除き、全ての情報を、請負者において責任のある者の管理の下で廃棄すること。また、廃棄した情報及びその方法をセンターへ報告し、確認を受けること。

なお、ここでいう「廃棄」とは、いかなる者も情報を入手、復元及び内容の判読ができない状態にすることを意味する。納入物件の保管は契約不適合期間の終了時までとし、書面及び CD-R 等の電磁的記録媒体についても、契約不適合期間終了後、前述と同様に廃棄を行うこと。

10. 監査の受け入れ

本件業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、センターが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、情報セキュリティ監査を受け入れること。

第６ 成果物の取扱いに関する事項

１. 知的財産権の帰属

⑴ 請負者が作成した成果物（提出書類、資料等）について、著作権法第 21 条から第 28 条までに定める著作権は、引渡しにより、センターへ帰属するものとする。なお、請負者が本調達より前に留保している著作物に関しては、事前にセンターに提示するとともに、改修や再利用に関する条件を明示し、センターによる将来にわたる利用が行えるように調整すること。

⑵ 請負者が作成した成果物について、センター及びセンターが指定する第三者に対し、同法第 18 条から第 20 条に定める著作者人格権を行使しないこと。

⑶ 請負者は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、本調達において第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、請負者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うこと。

⑷ 請負者が納入した成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、又は訴訟を提起された場合には、その責めを全て請負者が負うこと。

⑸ 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、請負者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、請負者は当該著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは当該著作物を許諾条件の範囲で使用するものとする。

２. 契約不適合責任

⑴ センターは、成果物の引渡しを受けた後、その内容が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、請負者に対して、請負者の費用でこれを修補等の追完を請求することができる。ただし、その不適合がセンターの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することができない。

⑵ センターは、相当と認める期間を定め、請負者に対し上記⑴の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、センターは、請負者に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次のアからエに掲げる場合には、センターは追完の催告をすることなく、請負者に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質により、履行期限前に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、請負者が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

エ 上記アからウに掲げる場合のほか、センターが追完の催告をしても請負者が追完

する見込みがないことが明らかであるとき。

⑶　センターは、上記⑵の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、請負者に対して、損害の賠償を請求することができる。

⑷　請負者は、本契約についてセンターが不適合を知ったときから１年以内にその旨を請負者に通知したときは、成果物に対する契約不適合に係る責任を負うものとする。ただし、請負者が当該不具合を知り若しくは重過失により知らなかった場合又は当該不適合が請負者の故意若しくは重過失に起因する場合には、上記期間の制限にかかわらず、契約不適合に係る責任を負うものとする。

３. 検査

⑴　請負者は、成果物について、納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。

⑵　センターは、検査において、成果物につき、本仕様書に示された条件、項目を満たしているかを判断する。また、成果物の品質に関しては「第１　調達の背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

⑶　請負者は、検査の結果、履行内容に不備又は誤り等が見つかった場合には、速やかに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点についてセンターに説明を行った上で、センターと合意した日時までに再度納入すること。

第７　成果物の納入

１. 納入場所

〒164－8721

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター 監査室

２. 納入すべき成果物及び納入期限

納入成果物	納入期限
全体実施計画書	契約締結日から７営業日以内。
事前説明会及びヒアリングにおける議事録	事前説明会及びヒアリング終了後３営業日以内。
テスト実施計画書	事前説明会又はヒアリングの際に指定する。

作業終了報告書	テスト作業実施日の翌営業日まで。
調査結果報告書	テスト終了から３週間以内。
その他（進捗管理表及び資料等）	随時（センターの指示に従うこと。）。

３. 納入方法

⑴　納入成果物は原則として日本語表記とし、専門用語には必ず説明を付すこと。

⑵　納入成果物は、電子データにより納入すること。

⑶　不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

⑷　納入成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、センターの承認を得ること。

⑸　納入成果物について変更、修正等の必要が生じた場合は、その都度、速やかに当該変更等を行い、再度納入すること。

第８　入札参加資格に関する事項

１. 競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑶　公告日において令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

２. 公的な資格や認証等の取得

⑴　応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア　品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。

イ　上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）。

⑵　応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア　情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は

「ISMS」の認証を有していること。

イ　財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

ウ　個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

⑶　応札者は、経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合するものとして認められ、同基準にかかる「適合サービスリスト」の「脆弱性診断サービス」のリストに掲載されている者であること。

⑷　応札者は、過去3年間において、情報システムにおけるペネトレーションテスト、プラットフォーム診断、ウェブアプリケーション診断のセキュリティ診断の実績を毎年5件以上有することとし、うち年間3件以上はペネトレーションテストの実績を含むこと。

⑸　なお、本件業務に従事する者の役割、資格等について、前記「第4の3．及び4.」の条件を満たすこと。

3. 入札制限

調達の透明性及び公平性を確保するため、令和7年度及び8年度にセンターの情報化統括顧問を受注した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）は、本件の入札には参加できない。

第9　再委託に関する事項

1. 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

⑴　請負者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、主たる部分を除く一部について、請負者があらかじめ再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りでない。

⑵　請負者における統括責任者、作業責任者については、再委託先事業者の社員とすることはできない。

⑶　請負者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

⑷　再委託先における情報セキュリティの確保については請負者の責任とする。

⑸　契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

2. 承認手続

⑴　請負者は、本件業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託の相手方の商号又は名称、住所、資本関係や役員等の情報を含めた基本

情報及び作業場所、再委託に従事する理由、従業員の所属・国籍、再委託を行う業務の範囲、再委託を行う理由、再委託に係る業務の履行能力（実績・情報セキュリティに係る資格・研修実績を含む。）、履行体制図、再委託先の資本関係・役員等の情報、インシデント対応手順、再委託予定金額、その他センターが求める事項を記載した再委託承認申請書をセンターに提出し、承認を得ること。

⑵ 前項による再委託の内容について変更するときは、変更する事項及びその理由等について申請書（相手方の変更等を行う必要が生じた場合、前項と同様に再委託に関する書面一式を含む。）をセンターに提出し、承認を得ること。

⑶ 請負者は、本契約上請負者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、請負者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況並びに「第４ 実施体制」「第５ 情報セキュリティに関する要件」に記載する事項の対応状況についてセンターに報告すること。

３. 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、センターは、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

この場合、請負者は、当該再委託先への再委託を中止しなければならない。

第１０ 留意事項

⑴ 成果物をはじめ、請負者がセンターに提出する資料・書面等については、Microsoft Office を使用して作成することとし、これ以外の形式を使用する場合は、事前にセンターに相談すること。

⑵ 使用言語は日本語とし、センターの職員が読解可能な平易な文章で記載すること。ただし、専門用語や固有名詞等に外国語表記を用いることは可能とする。

⑶ リモートで打合せを行う場合、請負者は、第三者に会議内容が漏えいしないよう十分な対策を施した Web 会議システム及びそれらを使用するための機材を準備すること。

⑷ 請負者は、本件業務の円滑な運営を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本件業務を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと調整を行うものとする。

⑸ 請負者は、センターが本契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応するものとする。

⑹ 請負者は、施設設備等の管理及び運用に関し、センターが定める諸規程及びセンターの指示を遵守するものとする。

⑺　本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は本調達の内容を変更する必要が生じたときは、センターと請負者で協議し、決定するものとする。

⑻　本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと請負者で協議し、決定、解決するものとする。

第11　入札公告期間中の資料閲覧等

資料等の閲覧については、以下のとおりとする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に５．に定める連絡先まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

１. 資料閲覧場所

日本司法支援センター本部内指定場所

２. 閲覧期間及び時間

⑴　令和８年 11 月 24 日（火）から令和８年 12 月３ 日（木）まで

⑵　センターの休日を除く日の午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）のうち、最大２時間とする。

３. 閲覧手続

１事業者について最大２回までとし、閲覧人数は最大４名までとする。閲覧希望日の前日までに財務会計課担当者宛てに閲覧予約依頼をし、閲覧日当日までに別添様式「機密保持誓約書」を作成の上、提出すること。

４. 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、本調達の応札に係る検討及び資料作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。

閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

５. 連絡先

日本司法支援センター本部財務会計課

電 話：050-3381-1573　　Email：keiyaku@houterasu.or.jp

６. 事業者が閲覧できる資料一覧表

閲覧に供する資料の例を次に示す。

⑴　情報セキュリティ関係規程

ア　日本司法支援センターにおける情報セキュリティ対策の基本方針

イ　情報セキュリティ対策基準

ウ　情報取扱要領

エ　情報システム管理要領

オ　情報システム取扱要領

カ　業務委託及びクラウドサービス取扱要領

⑵　情報システム関係資料

ア　テスト対象の情報システムの設計書類

イ　センター情報システム概要図

以上

質　問　書

件名：「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査」

日　付　　令和　　年　　月　　日
所在地
会社名
担当者
電　話
ＦＡＸ
E-mail

項番	区　分	該当ページ	質 問 事 項	回　　答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格Ａ列４番縦長横書き
エクセルファイルで作成・送付のこと

【別添】

令和８年　　月　　日

日本司法支援センター　御中

所在地
会社名
担当者
電　話
ＦＡＸ
E-Mail

機密保持誓約書

当社は、貴センターの「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査」に関して、貴センターから閲覧を許可された資料について、以下の事項を厳守します。

１　本件調達を受注するための検討以外の目的に利用しないこと。

２　社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の内容を提供しないこと。

３　社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の内容が漏えいすることのないように措置すること。

４　本件調達に関与した者が異動した後においても、機密が保持されるよう措置すること。

５　閲覧資料の内容の漏えい等によって機密が侵害され、貴センターに損害を与えた場合には、損害を賠償する責任があることを認めること。

６　その他、閲覧資料の機密保持に関して適切な措置を講じること。

７　本件に関する紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

履　行　確　約　書

日本司法支援センター理事長　殿

当社は、令和８年 11 月 20 日付け公告の「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印

担当者
氏　名
連絡先
※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会　社　名

担当者氏名

（ＦＡＸ番号　　）
（メールアドレス　　）

日本司法支援センター

結　果　通　知　書

貴社から提出がありました令和８年 11 月 20 日付け公告の「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合　格

不合格

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター　本部総務部財務会計課　三田
電話　050-3381-1573

※　本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。
入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓　約　書

□　私
□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター
理事長　殿

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名　　印

担当者
氏　名
連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入　　札　　書

入札物件名　令和８年度　ペネトレーションテストによる
セキュリティ対策状況調査

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（数量一式・税抜価格）

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　　殿

所　在　地

会　社　名

代表者氏名　　印

代理人氏名　　印

(注1) 日付は作成日付を記載すること。

(注2) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、上記いずれも押印省略可

(注3) 復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載すること。

(注4) 代理人（又は復代理人）による入札であっても、会社の所在地・会社名を記載すること。

担当者

氏　名

連絡先

（代表者→代理人）

委　任　状

日本司法支援センター理事長　　殿

私は、下記の者を、「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する件
２　見積りに関する件
３　契約締結に関する件
４　代金請求及び領収に関する件
５　復代理人選任の件
６　上記に付随する一切の件

令和　　年　　月　　日

委　任　者　　所　在　地

商号又は法人の名称

代表者氏名　　印

受　任　者　　住所・連絡先

氏　　名

代 理 人 使用印鑑

（注）受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

（代理人→復代理人）

委　任　状

日本司法支援センター理事長　　殿

私は、下記の者を、「令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する件
２　見積りに関する件
３　契約締結に関する件
４　上記に付随する一切の件

令和　　年　　月　　日

委　任　者　　所　在　地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受　任　者　　氏　　名　　印

復 代 理 人　　住所・連絡先
氏　　名

復代理人 使用印鑑

（注）復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契　約　書

１．件　　名　令和８年度　ペネトレーションテストによるセキュリティ対策状況調査
２．仕　　様　別添仕様書のとおり
３．履行場所　別添仕様書のとおり
４．履行期限　別添仕様書のとおり
５．契約金額　金●●●●●●円
（うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●円）

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と株式会社●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。
（監督）
第２条　甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。
２　乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。
３　甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。
（検査）
第３条　乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。
２　甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 10 営業日以内に前項の検査を行うものとする。
３　乙は、第１項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。
４　第１項及び第２項の規定は、前項の場合に準用する。
（契約代金の請求及び支払）
第４条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求す

ることができる。乙が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第２条第１項第７号の２に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第 57 条の４第１項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

２　甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

３　甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

４　前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

（再委託）

第５条　乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

２　乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

３　乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

４　乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第６条　乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第７条　乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

３　前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（個人情報等の取扱い）

第８条　乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1)　乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2)　乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3)　乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4)　乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5)　乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6)　乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7)　乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8)　前２号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9)　乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

２　甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

３　乙が第１項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止等）

第９条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

（期限の延長）

第 10 条　乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議

して定めるものとする。

2　乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3　前項の遅延料は、遅延日数１日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第 11 条　甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2)　履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3)　乙が本契約の条項に違反したとき。

2　前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

3　前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4　乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5　甲及び乙は、第１項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6　第１項、第４項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第 12 条　乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第 13 条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の

全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 14 条　乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条又は第８条の２の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

２　乙は、前項第３号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令（同法第７条の３各項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

５　乙が第１項及び第２項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

６　本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第 15 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

るとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 16 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（再委託先等に関する確約）

第 17 条　乙は、前２条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託先等に関する契約解除）

第 18 条　乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（違約金等）

第 19 条　甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

２　前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

３　甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

５　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

６　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙

は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第20条　乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第21条　甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

２　甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。

４　甲は、前３項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

（所有権）

第 22 条　本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

（知的財産権の帰属等）

第 23 条　本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

２　乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

３　乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

４　前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

５　前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

（過失責任）

第 24 条　乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

２　乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（危険負担）

第 25 条　甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

２　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

（割合的報酬）

第 26 条　乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することが

できる。この場合、乙は、可分な部分について第３条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

（秘密の保持）

第 27 条　乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

（契約保証金）

第 28 条　本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

（管轄裁判所）

第 29 条　本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第 30 条　本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年 12 月●●日

甲　　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター
理　事　長　　白　石　史　子

乙　　東京都●●●●町……
株式会社●●
代表取締役　　●　●　●　●
（登録番号 T-**********）